市町災害復旧支援制度
(D-SUPPORT)

兵庫県まちづくり技術センターは
大規模災害時に被災市町の災害査定実務を総合的に支援します。

ステップ1

災害発生

被災状況の把握
※センター自主対応

災害調査の実施
※市町からの支援要請により対応

復旧方針等への
アドバイス
※市町からの支援要請により対応

Ⅰ. 初動対応支援

(緊急災害復旧支援派遣隊:ひょうごE-DASH)

◆災害発生直後の被災状況の把握や災害調査を支援します。(無償)

●ひょうごE-DASH(先遣隊)の活動内容

・公共土木施設の被災状況把握
・災害調査についての支援調整

●ひょうごE-DASH(本隊)及び
兵庫県防災エキスパートの活動内容

・災害調査の実施
・災害初動対応、復旧方針及び査定前着工等のアドバイス
・災害査定に向けてのアドバイス

※測量業者、地質調査業者、建設コンサルタント会社の
確保は、各市町でお願いします。

ステップ2

※市町からの支援要請により対応

測量、地質調査業者
等への技術指導

災害査定設計書の作成

災害査定の対応

Ⅱ. 災害査定支援

◆災害査定設計書の作成や災害査定時の助言等は、委託契約にもとづき行います。(有償)

※大規模災害や特殊な復旧工事(技術的見地から被災調査や復旧工法選定に助言が必要なもの)を重点的に支援します。

●測量業者、地質調査業者、建設コンサルタント会社への技術指導
(測量、ボーリング調査、写真撮影、設計、図面作成、数量計算等)

●工事費の積算 (災害査定設計書の作成)

●災害査定時説明への助言

●災害査定設計書の訂正

【参考】 災害復旧工事支援 (委託契約)

通常の建設事業支援 (設計・積算・工事監理) に加え、上記の市町災害復旧支援制度 (D-SUPPORT) の活用に関係なく、災害復旧工事の積算等についても、可能な範囲で支援しますので、別途ご相談ください。

●工事費の積算　●工事監理　●出来形および品質の検査

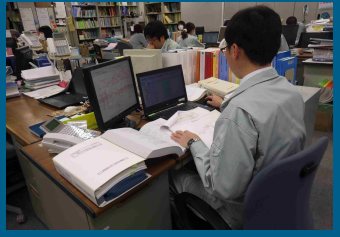

実 績

平成30年7月豪雨により広範囲に被災した宍粟市の災害復旧を支援しました。

災害発生 平成30年7月8日

▼

ステップ1（無 償）	●被災状況の把握	平成30年7月9日	先遣隊の派遣（センター職員4名）
	●災害調査	平成30年7月12日～13日	本隊の派遣（センター職員8名、防災エキスパート4名）
	●災害査定に向けたアドバイス	平成30年7月18日、8月3日	本隊の派遣（センター職員3名）

▼

ステップ2（有 償）	●災害査定設計書の作成	平成30年8月6日～9月17日	単災ほか、災害関連2ヶ所（橋梁2ヶ所）
	●災害査定時の助言・支援	平成30年10月9日～18日	実地査定及び朱入れの対応

Q&A

Q. 災害査定に関する事務全体を支援してもらえますか？

A. 災害復旧申請者は、被災した公共土木施設の管理者である“市町”です。
災害報告、国庫負担申請、測量業者や建設コンサルタント会社等の確保、土木事務所や他省所管施設との調整、査定官への説明等は、災害復旧申請者である“市町”が主体となって行ってください。

Q. 測量や設計業務を早急に外部委託したいが、委託先企業が確保できそうにありません。どうすれば良いでしょうか？

A. 委託先企業を確保できない場合は、災害対策基本法第68条の規定による応援を、兵庫県（県土整備部 県土企画局 技術企画課）に求めてください。
県は、(一社)兵庫県測量設計業協会、(一社)建設コンサルサルタンツ協会近畿支部、(一社)関西地質調査業協会等との災害応援協定にもとづき、応援企業の紹介を要請します。ただし、協会会員企業が被災した場合や応援可能技術者数を超える要請があった場合は、応援企業の選定に時間を要したり、応援企業を紹介できないこともあります。

Q. 災害の規模、工種に関係なく支援してもらえますか？

A. 次の2点を重点的に支援します。
①激甚災害指定を受けるような大規模災害
②橋梁架替や地すべり等、高度な専門知識を要し、建設コンサルタント会社等への技術指導を要する特殊な工種
※ 災害発生時の県下全般の被災状況等を考慮し、個別に相談させていただきます。

Q. 災害査定設計書の作成等の委託費用はどれくらいですか？

A. 委託費用は、構造物の種類や規模、査定設計書の数、支援範囲等により個別に算定します。

●災害査定設計書の作成
兵庫県県土整備部が発行する「積算基準の運用（積算参考資料Ⅱ）」に掲載されている工事費積算業務委託基準（案）にもとづき算定します。

●測量業者、地質調査業者、建設コンサルタント会社への技術指導
測量業者等への技術指導は、支援職員の実費（人件費、旅費等）に諸経費を加えた費用となります。

●災害査定時説明への助言等
災害査定時説明（申請工法の考え方等）への助言は、支援職員の実費（人件費、旅費等）に諸経費を加えた費用となります。

【問い合わせ】
公益財団法人 兵庫県まちづくり技術センター　TEL：078-367-1223または1224
企画部 企画調整課

1909 企 2A4